

川北町立学校における
教職員の多忙化改善実施計画書

令和8年4月1日

川北町教育委員会

川北町立学校における教職員の多忙化改善実施計画書

1	計画の主旨	P 1
2	川北町立学校の現状	P 1
3	目標	P 2
	(1) 時間外在校時間に関する目標	
	(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標	
4	計画の期間	P 2
5	取組をすすめるにあたっての基本方針	P 2
6	取組をすすめるにあたっての留意点	P 2
7	具体的な取組内容	P 3
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
8	今後のフォローアップについて	P 6

1 計画の主旨

教職員の多忙化改善については、平成30年4月より取組を進めてきた。この間、行事などの見直しや、校務における平準化、ICTの活用、中学校では部活動時間の見直し等により、時間外在校等の時間数は大きく減少し、取組の成果は確実に現れていると考える。

しかしながら、月別に見ると月平均80時間を超える教職員の数は目標であるゼロにはならず、さらに取組を進めていく必要がある。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改定され、その8条において、服務監督教育委員会は「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に則して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務づけられたことから、これまでの取組方針を基にして本計画を策定するものである。

2 川北町立学校の現状

時間外在校時間の推移

	R 3 年	R 4 年	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
小学校	35h46m	31h48m	29h17m	25h39m (県 33h42m)	25h36m
中学校	52h20m	64h25m	53h18m	41h22m (県 44h42m)	41h00m

時間外在校等時間の内訳

	R 6 年度			R 7 年度		
	45h 未満	45h 超-80h 未満	80h 超	45h 未満	45h 超-80h 未満	80h 超
小学校	85% (県72%)	15% (県26%)	0% (県2%)	96%	4%	0%
中学校	50% (県53%)	45% (県38%)	5% (県9%)	52%	48%	0%

小中学校いずれも、時間外在校等時間は減少傾向にあり、R6年度は県の平均を下回っている。これは、コロナ禍を経て学校行事などの実施内容の変化や、業務の平準化、校務におけるICTの利活用があげられるが、最大の要因は教職員の働き方についての意識の変化であると考えられる。

月80時間超えの教職員数も減少傾向にはあるが、中学校での割合が高い。この主たる要因は、週休日や休日における部活動であると考えられる。

年次休暇の取得状況（平均）

	小学校		中学校	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
年次休暇取得日数の平均	13.5日	12.1日	14.4日	11.9日

夏季休業中の閉庁日を利用し、ほとんどの教職員が連続して5日以上のお休み取得している。

3 目標

(1) 時間外在校時間に関する目標

- ・時間外在校等時間が月平均80時間を超える教職員数が減少し、ゼロとなることを目指す。
- ・時間外在校等時間が月平均30時間となることを目指す。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- ・仕事にやりがいを感じている教職員の割合が9割以上を目指す。
- ・年間の年次休暇の平均取得日数が15日以上を目指す。
- ・ストレスチェックにおいて高いストレスを感じている職員の割合が1割以下を目指す。

4 計画の期間

令和8年4月より令和12年3月

5 取組をすすめるにあたっての基本方針

- (1) 時間外在校等時間や働きがいや働きやすさについての課題等は、個人の問題ではなく、組織的にその解決方法を図る。
- (2) 教職員一人一人がやり甲斐を持ち健康で働くことは、児童生徒への教育活動にとって不可欠、最重要な課題であり、自らワーク・ライフ・バランスを管理できる力や環境をつくる。
- (3) 業務の3分類を踏まえた業務の見直しについては保護者・地域の方々の理解を得ることが不可欠であり、コミュニティ・スクールの良さを生かしつつ推進する。
- (4) 教育の質を落とさないには教員定数の改善が必要であり、教委連等、関係団体を通じて強く求めていく。

6 取組をすすめるにあたっての留意点

- (1) 計画の意図と実施計画を周知し全教職員の理解を得るとともに、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながらすすめる。
- (2) 部活動の地域展開においては、教職員の負担軽減の確保という視点のみが先行するのではなく、生徒の健全育成に地域の教育力を生かしつつ、地域に根ざした生涯学習の拠点として振興発展するようにすすめる。
- (3) 「学校と教師の業務の3分類」については、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、実現可能なものから確実にすすめる。

- (4) 教員の勤務時間調査については継続し取り組み、現場での取組の効果や課題の検証を行い、必要に応じた見直しを図りながらすすめる。また、仕事に関する意識調査や新たにストレスチェックを実施し、職場環境の改善をすすめる。

7 具体的な取組内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

<国が示した「学校と教師の業務の3分類」>

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された場合の対応 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6 調査・統計等への回答 7 学校の広報資料・HPの作成や管理 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守や管理 9 学校プールや体育館等の施設や設備の管理 10 校舎の開錠・施錠 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12 校内清掃 13 部活動	14 給食の時間における対応 15 授業準備 16 学習評価や成績処理 17 学校行事の準備や運営 18 進路指導の準備 19 支援が必要な児童生徒や家庭への対応

◇ 学校以外が担うべき業務 ◇

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - 通学路における日常的な安全指導について、原則として教職員は行わない。ただし、年度初めの安全指導や県下一斉グッドマナーキャンペーンの期間は除く。
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された場合の対応
 - 平日の放課後、休日や休業中の校外見回りについては、必要がある場合にのみ行う。また、児童生徒が補導された場合の対応は、保護者の方に委ねる。ただし、緊急な対応が必要な場合は除く。
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）
 - 給食費無償化にともない、給食費については教育委員会にて管理する。
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - 関係者間の連絡調整は、CSディレクターに連絡調整をお願いする。
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応には、教育委員会と情報を共有し、必要であれば弁護士と対応を協議し、その対応をすすめる。
職員の最終退校時刻後の電話連絡については、役場窓口とすることを周知する。

◇ 教師以外が積極的に参画すべき業務 ◇

6 調査・統計等への回答

→ 教育委員会で回答可能な依頼については、学校へ回答を求めないなど依頼内容により整理し対応する。同様な内容での依頼が、異なる担当部署から届く場合もあり、県や国対して改善を求めている。

7 学校の広報資料・HP の作成や管理

→ 印刷等、可能なところから SSS にその作成に関わってもらおうよう進めていく。

8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守や管理

→ 現状を継続し、委託業者によって行う。

9 学校プールや体育館等の施設や設備の管理

→ 部活動の地域展開に学校体育施設を利用する場合等、その管理は教育委員会で行う。

10 校舎の開錠・施錠

→ 管理職だけの負担とならないよう、各校においての工夫を継続し、検討をすすめる。

11 児童生徒の休み時間における安全への配慮

→ 地域の人材や支援員の活用が考えられるが現状では難しい。また、安全の確保以外に、活動の様子を観察することや活動をともにすることが、児童生徒との関係づくり、児童生徒理解の場でもあり、課題意識を持ち、負担軽減に向けた方法について検討をすすめる。

12 校内清掃

→ 保健や安全、環境整備を通じての協働活動を学ぶ機会としての教育的な意義を確認し、負担軽減にむけ、どのような方法があるか検討をすすめる。

13 部活動

→ 国のガイドラインに沿った認定地域クラブへの展開を進める。また、準備ができた部活動については、平日、休日を問わず、順次、地域展開を行う。

◇ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 ◇

14 給食の時間における対応

→ 衛生や安全指導、食育指導の一環としての教職員の対応は継続する。今後、対応方法についての検討をすすめる。

15 授業準備

→ 引き続き、教師間での教材データの共有や、教材の作成等を SSS に依頼することで教職員の負担の軽減を図る。

16 学習評価や成績処理

→ ICT の効果的な活用を進め、教職員の負担の軽減を図る。

17 学校行事の準備や運営

→ 学校運営協議会に依頼するなど、地域人材の活用を図る。

18 進路指導の準備

→ 町の先生の確保や、わく・ワークの受入企業について、学校運営協議会に依頼し軽減を図る。

19 支援が必要な児童生徒や家庭への対応

→ 町福祉課や関係機関との連携を図り、対応を分担し、軽減を図る。

20 その他

① 教育委員会が促進する取組について

- ・ 教育委員会が求める研究報告など成果物等の提出について、内容を吟味し整理する。
- ・ 校務支援システムについて、現場の要望を吸い上げ、改良を依頼することにより効率的な処理等、業務改善につなげる。
- ・ スクールカウンセラーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置を継続する。

② 学校毎に工夫を促進する取組について

- ・ 年間授業時数の適正化を図り、校務に必要な時間の確保とその効果的な活用に努める。
- ・ 「ノー残業デー」の徹底に努める。時間単位でも、計画的な年休取得に取り組む。
- ・ 行事等の目的を今一度確認し、改善を図り、適正な取組となるように努める。
- ・ ネットワーク環境でのデータ保管方法を見直し、教材を含む各種資料が共有可能で、積極的な利活用可能な環境整備に努める。
- ・ アンケートやその集計にはネットワークを利用するとともに、文章の校正などに AI の活用をすすめる。
- ・ 業務の平準化については、複数教員で分担することや、業務が特定の時期に集中しない等の工夫を図り、今後とも平準化を推進する。

③ 部活動に関する取組について

- ・ 国のガイドラインに沿った認定地域クラブへの展開を進める。また、準備ができた部活動については、平日、休日を問わず、順次、地域展開を行う。(再掲)
- ・ 平日2時間程度、休日3時間程度の活動、週2回の休養日を設け、科学的な根拠に基づいた指導を行うことを基本とする。
- ・ 今後も可能な限り複数顧問の配置を行い、交代で指導できる体制づくりに努める。
- ・ 部活動指導員の配置を推進し、部活動指導員が指導にあたる場合は単独での指導となるよう、共通理解と体制づくりに努める。原則、休日の指導は部活動指導員によるものとする。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守する。

- ・ 時間外在校時間の2～6ヶ月平均で80時間を超える教職員については、医師による面接指導を実施する。
- ・ すべての町立学校においてストレスチェックを実施し、その結果に基づいた職場改善を推進する。
- ・ 学校ごとに月2回以上の「定時退校日」を設定する。
- ・ 学校ごとに設定している「最終退校時刻」の目標について、各校の実態に応じてできる限り前倒しに努める。
- ・ 計画的な年休取得を推奨するとともに、各職場においてはその環境づくりに努める。
- ・ 夏季休業期間の1週間を「リフレッシュウィーク」に設定し、期間内に連続して4日間以上の学校閉庁日を設ける。その際、外部からの問い合わせの対応は教育委員会及び町役場にて行う。

8 今後のフォローアップについて

取組の確実な実行を図るため、引き続き教職員の勤務時間調査を行い時間外在校時間の情報を得ることや、必要な範囲で教職員の働き方等に関する意識調査を実施し、総合的な目標の達成状況を把握に努め、改善を図る。

- ・ 職員の勤務時間の状況や改善に向けた取組については、教育委員会議や町総合教育会議において報告する。
- ・ 教職員の勤務時間の状況や改善に向けた取組については、保護者や地域の方々の理解と協力を求めるとともに、状況については町HPで公開する。